

治療専門医学物理士認定制度規程

最終改正 2025 年 4 月 1 日

第一章 総 則

（目 的）

第 1 条 この規程は、放射線治療の臨床医学物理業務を高い水準で独立に遂行する能力を有する医学物理士を、治療専門医学物理士として認定することにより、放射線治療の普及・推進を図り、もって国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（治療専門医学物理士の定義）

第 2 条 治療専門医学物理士とは、放射線治療に関わる、臨床医学物理業務を高い水準で遂行するために必要な専門的知識と応用能力を有することを、医学物理士認定機構（以下「機構」という）が認めた医学物理士である。

（治療専門医学物理士の役割）

第 3 条 治療専門医学物理士は、放射線治療システムの品質管理・治療計画等の基本的な医学物理業務に精通し、チーム医療の一員として放射線治療を安全・効果的に遂行し、高品質・高精度ながん治療を患者に提供することを主な役割とする。

（治療専門医学物理士の認定）

第 4 条 医学物理士資格取得後、放射線治療システムの品質管理・治療計画等の経験について第 9 条の要件を満たした後、医学物理士認定機構専門試験委員会（以下「専門試験委員会」という）が実施する治療専門医学物理士認定試験および認定審査に合格した医学物理士を治療専門医学物理士として認定する。

（認定証の交付）

第 5 条 機構が認定した者には認定証を交付する。

第二章 治療専門医学物理士認定試験

（試 験）

第 6 条 専門試験委員会は受験資格を認めた医学物理士に対して治療専門医学物理士認定試験を行う。

- 2 試験は、毎年 1 回以上行う。
- 3 試験を受けようとする者は、機構が定める受験料を納めなければならない。
- 4 治療専門医学物理士認定試験は一次試験および二次試験の 2 段階で行い、試験の期日等は機構のホームページに公示する。
- 5 受験者には合否の最終決定のみを通知する。
- 6 二次試験は、一次試験の合格者（有効期限は合格から 3 年後の年度末）で第 9 条に定める条件を満たす者が出願できる。

（専門試験委員会）

第 7 条 専門試験委員会は、次の各号の業務を行う。

- (1) 試験実施等の公示に関する事
- (2) 問題作成と採点に関する事
- (3) 試験実施に関する事
- (4) 問題の公表に関する事
- (5) その他、試験に関する事

(不正行為の禁止)

第 8 条 専門試験委員は、試験の問題の作成および採点について厳正を保持し、不正の行為の無いようにしなければならない。

- 2 試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為の関係のある者について、その受験を停止させ、またはその試験を無効とすることができる。
- 3 試験に関して過去に不正の行為があった者については、受験を認めないことができる。

(受験資格)

第 9 条 次の各号の条件をすべて満たした者に治療専門医学物理士認定試験の当該年度の受験資格を与える。

- (1) 医学物理士として認定されている事
- (2) 申請時において、医学物理士として治療分野における臨床経験を 3 年以上有する事
- (3) 申請時において専門試験委員でない事

第三章 治療専門医学物理士認定

(新規認定)

第 10 条 試験合格後、継続して医学物理士として認定されており、新規認定の申請を行った者を治療専門医学物理士として認定する。

(新規認定の手続き)

第 11 条 治療専門医学物理士の新規認定の申請にあつては、治療専門医学物理士新規認定申請書を機構が定める審査料を添えて医学物理士認定委員会に提出しなければならない。

- 2 認定審査は原則として年 1 回とする。

(資格の更新)

第 12 条 治療専門医学物理士は 5 年毎に更新するものとし、第 14 条の必要事項を満たす者の更新を認定する。

(更新認定)

第 13 条 治療専門医学物理士の更新認定を希望する者は、治療専門医学物理士の認定証に記載されている認定期間（以下、「認定期間」という）の終了前に更新認定の手続きをしなければならない。

- 2 更新認定の申請期日等は医学物理士認定機構のホームページに公示する。

(更新認定の必要事項)

第 14 条 治療専門医学物理士の更新認定は、認定期間内に次の各号の必要事項を満たさなければならない。

- (1) 継続して医学物理士として認定されていること
 - (2) 3年以上放射線治療に関連する業務に従事していること
 - (3) 医学物理士認定機構の主催する講習会に1回以上出席していること
- 2 初回更新時は、第1項の(2)は認定期間に応じた従事期間で算定される。

(更新認定の手続き)

- 第15条 治療専門医学物理士の更新申請にあつては、次の各号に掲げる必要書類を機構が定める審査料を添えて医学物理士認定委員会に提出しなければならない。
- (1) 治療専門医学物理士更新申請書
 - (2) 医学物理士として放射線治療に関連する業務に従事していることの証明書
 - (3) 医学物理士認定機構の主催する講習会の出席証明書の写し
- 2 審査時期は原則として年1回とし、医学物理士の更新認定と併せて行う。
- 3 初回更新時は、治療専門医学物理士の更新審査料を免除する。

第四章 資格の停止・取消し・再認定

(資格の停止)

- 第16条 治療専門医学物理士として認定された者が、次の各号のいずれかに該当する場合、機構は資格を停止することができる。
- (1) 認定期間を過ぎて機構が定める治療専門医学物理士認定更新申請が行われなかったとき
 - (2) 病気、妊娠、1年を超える海外留学、業務配置転換、出向、やむを得ない事情による講習会の未受講等の理由で第14条を満たさない事由が生じたとき
 - (3) 本人が資格の停止を申請したとき

(認定の取消し)

- 第17条 治療専門医学物理士として認定された者が、次の各号のいずれかに該当する場合、機構は認定を取り消すことができる。
- (1) 提出した書類の記載事項に事実との重大な相違があったとき
 - (2) 日本医学物理学会および日本医学放射線学会のいずれも退会したとき
 - (3) 重大な犯罪行為があったとき
 - (4) 治療専門医学物理士としての体面を汚すような行為があったとき
 - (5) 本人が希望するとき

(再認定に関する取扱い)

- 第18条 治療専門医学物理士の資格を停止された者が再認定を望む場合は、第14条の必要事項を満たすとともに、所定の更新審査料を納め、第15条の更新認定の手続きを行わなければならない。
- 2 再認定後の認定期間は、医学物理士の更新認定審査において認定した日付までとする。

第五章 規程の改正

(規程の改正)

- 第19条 この規程は、理事会の決定により改正することができる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。